第 7 号

平成30年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)

平成30年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 216,665千円を減額し、歳入歳出予算 の総額を歳入歳出それぞれ 1,031,243千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担する 行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

款	項	補正前の額	補正額	= +
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		96,296	△ 24,953	71,343
	1 国庫補助金	96,296	△ 24,953	71,343
2 繰 入 金		48,148	△ 5,723	42,42
	1 一般会計	48,148		42,425
9 促 tit 人	7X Y. W.			
3 繰 越 金		42,912	△ 13,411	29,501
	1 繰 越 金	42,912	△ 13,411	29,501
4 諸 収 入		1,059,854	△ 172,578	887,276
	1 貸付金 1 元利収入	1,059,854	△ 172,578	887,276

歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		1,247,908	<u></u> 216,665	1,031,243
	1 育英資金	1,247,908	△ 216,665	1,031,243
歳出	合 計	1,247,908	△ 216,665	1,031,243

第2表 債務負担行為

設 定

	事	項	期	間	限	度	額
1	育英資金返還金収納事務委託	業務	平成3	1年度			千円 262
2	2 情報処理関連業務		平成3			1,078	
3	事務機器等賃借		平成31 ~平成				1,183
			平成 平成 平成	内訳 31年度 32年度 33年度 34年度 35年度			235 237 237 237 237